



箕面市政 第284号の2
令和2年(2020年)2月12日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
連合北大阪地域協議会
議長 重澤 嘉男 様
連合大阪豊能地区協議会
議長 溝口 博己 様

箕面市長 倉田 哲郎



要請書について(回答)

時下 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市行政諸般にわたりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年1月7日付けで提出されました要請書につきまして、下記のとおり回答します。

記

内 容	回 答
1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策	
<p><u>(1)就労支援施策の強化について</u> <継続> ①地域での就労支援事業強化について 就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。 さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績(利用件数、就職者数など)を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。</p>	<p>(1)</p> <p>① 地域での就労支援事業として、市内3か所に地域就労支援センターを設け、就労相談を実施とともに、関係機関への各種情報提供を行っています。また、地域就労支援センター利用者をはじめ、市内の就職困難者を対象とした「就職支援講座」、「障害者市民就職支援PC講座」及び「箕面1日ハローワーク」等の実施については、府内関係課・室で構成する「地域就労支援推進会議」、ハローワーク池田、箕面商工会議所、大阪府総合労働事務所、市内関係団体と連携して実施しており、引き続き地域ネットワークの連携強化を図り、地域社会資源の活用による就労支援事業の充実に努めます。</p> <p>(地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><継続></p> <p>②障がい者雇用施策の充実について 障がい者雇用を促進すること、とくに障がい</p>	<p>② 本市では、障害者市民の就労支援と職場定着を支援する取り組みとして、豊能北障害者就</p>

者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着(離職率の改善)に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させることなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

業・生活支援センターの支援計画に基づき実施する職場実習に取り組む障害者に対して実習生奨励金を、当該職場実習に協力する事業所に対して事業所協力金を支給する仕組みをもうけています。

また、障がい者の職場定着と雇用促進をうながすため、毎年「障害者雇用支援月間」の9月に、同一事業所で3年以上就労し、意欲的にその職務に励んでおられるかた、勤労障害者市民に配慮した職場環境を整え、雇用関係が1年以上継続している事業所を対象に、勤労障害者市民及び障害者雇用優良事業所表彰を実施しています。また障害者の労働環境向上のために、必要となる施設、設備の整備等の融資に係る利子の補給を行う、障害者雇用事業所の金利負担軽減措置制度の広報に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

本市における障害者の雇用促進、就労支援については、一般財団法人箕面市障害者事業団(以下、「事業団」という。)が中心となって、ハローワーク(公共職業安定所)、障害者就業センター、相談支援事業所等関係機関との連携を図りながら、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援を行っています。事業団において積極的に障害者雇用を行い、その実績を活かし、「障害者就業・生活支援センター」として相談や助言、職業準備訓練や企業実習の斡旋など企業で働くための支援や、「障害者雇用支援センター」として障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」「就労定着支援」の事業を実施しています。

本市としましては、障害特性に応じた障害福祉サービスの利用を支援するとともに、事業団や各事業所、関係機関と連携して、障害者の就労を進めています。

(健康福祉部 障害福祉室)

<継続>

③女性の活躍推進と就業支援について(★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府(「おおさか男女共同参画プラン」に

③ 平成28年4月1日施行の女性活躍推進法については、大阪労働局と連携し、市広報紙で制度内容の情報提供を行い、関連する大阪労働局等の施策等を「みのおワーキングNEWS」を活用し、引き続き情報の周知に努めています。

なお、マザーズ・ハローワークをはじめ、各労働・就労関係機関との連携を図り、引き続き各種情報の周知に努めます。

(地域創造部 箕面営業室)

<p>掲載)の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照</p>	
<p>(2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について</p> <p><継続></p> <p>①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について</p> <p>同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される(中小企業は2021年4月)。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。</p> <p>また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。</p>	<p>(2)</p> <p>① 働き方改革関連法が平成31年4月から施行されたことから、平日の午前8時45分から午後5時15分までの間、箕面営業室(商工労働G)で随時相談対応しており、相談内容に応じて大阪府総合労働事務所やハローワーク、労働基準監督署、大阪労働局等へつなぐとともに、関係機関からのお知らせや案内についても、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への掲載、また市内公共施設ヘチラシを配置し、各種相談窓口やセミナー等の周知を行い、北摂4市労働セミナーの開催等により、利用者への情報提供の拡大・充実に努めます。</p> <p>(地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><継続></p> <p>②法令遵守・労働相談機能の強化について</p> <p>長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。</p>	<p>② ブラック企業等の社会問題化に対しては、今後も「就職支援講座」において、求人票や労働契約書の注意点等を周知していきます。また、関係機関とも連携を図り、「みのおワーキングNEWS」や各種チラシ等で労働者に対してブラック企業に関する知識と対策の周知に努めています。今後は、長時間労働強要の違法性等について、企業等への周知啓発にも努めます。</p> <p>(地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><継続></p> <p>(3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について</p> <p>大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー(ジェンダー平等を実現しよう)」や「成長・雇用(働きがいも経済成長も)」</p>	<p>(3) 地方創生交付金を活用した就労支援としては、平成26年度に設置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)を活用し、「産業としての農業」創出事業を実施しており、一般社団法人箕面市農業公社において新規就農者の技術指導を含む若年層の雇用創出就労支援を実現しました。今後においても、地方創生推進交付金の活用に当たり、就業ニーズの高い介護福祉分野での定着支援なども含</p>

<p>の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p>	<p>め、「雇用創出」や「女性の活躍推進」などが効果として見込まれる事業を検討します。 (地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><u>(4)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について</u> <u><継続></u></p> <p>①男女共同参画社会をめざした取り組み 妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。</p>	<p>(4)</p> <p>① 各関係法令について、関係機関と連携を図り、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への情報掲載、市内公共施設へのチラシ配置、セミナーの開催等により、情報提供の拡大・充実に努め周知徹底を図り、仕事と生活の両立支援の拡充に努めます。 (地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><u><継続></u></p> <p>②治療と職業生活の両立に向けて がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>② 病気を抱える労働者が活躍できる環境整備にむけて、大阪府などが開催する経営者や管理職向けセミナーの周知や、関係機関との連携を強化していくことで両立支援の充実を図ります。 (地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><u><新規></u></p> <p><u>(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について</u> 各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令(初審命令)が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。</p>	<p>(5) 不当労働行為事件の対応については、必要に応じて大阪府と連携するとともに、対応について協議します。 (地域創造部 箕面営業室)</p>
<p><u><新規></u></p> <p><u>(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について</u> 地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。 また生活するうえで必要な日本語のみなら</p>	<p>(6) 関係機関と連携を図り、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への情報掲載、市内公共施設へのチラシ配置等により、情報提供の拡大・充実に努めます。 外国人のかたに対しては、市立多文化交流センターにおいて労働や生活面での情報提供や相談を多言語で行っています。</p>

<p>ず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。</p>	<p>また、同センター及び萱野中央人権文化センターにおいて、外国人のかた向けの日本語教室を実施しています。</p>
	(地域創造部 箕面営業室)

2.経済・産業・中小企業施策

<p>(1)中小企業・地場産業の支援について</p> <p><継続></p> <p>①ものづくり産業の育成強化について MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めるこ。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。</p> <p><新規></p> <p>②若者の技能五輪への挑戦支援について ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化とともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。</p> <p><継続></p> <p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について 中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p> <p><継続></p> <p>④非常時における事業継続計画(BCP)について 災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画(BCP)の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの</p>	<p>(1)</p> <p>① 中小企業の技術・技能は、「人」による熟練した技術が強みであるため、人材育成策に重点を置く必要があり、国の若年者に対する人材育成施策を活用し、熟練技能者が有する技術・技能が継承できるように努めます。</p> <p style="text-align: right;">(地域創造部 箕面営業室)</p> <p>② 関係機関と連携を図り、市広報紙「もみじだより」や市発行の「みのおワーキングNEWS」への情報掲載、市内公共施設への大阪府等のチラシ配置等により、情報提供の拡大・充実に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(地域創造部 箕面営業室)</p> <p>③ 本市では、大阪府の中小企業事業資金融資制度を活用しながら府の預託金に本市の預託金を上乗せすることで府制度より利率を低く設定した事業融資制度を継続実施しています。本制度は原則保証人が不要であることから、小企業事業者にとって利用しやすい制度となっています。今後も実効性の高い制度運用に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">(地域創造部 箕面営業室)</p> <p>④ 中小企業者に対しては、箕面商工会議所と連携しながら計画策定支援に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(地域創造部 箕面営業室)</p>
---	--

<p>非常に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。</p>	
<p>＜継続＞</p> <p>(2)下請取引適正化の推進について(★)</p> <p>中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることからも、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。</p>	<p>(2) 国が作成した下請代金支払遅延等防止法にかかるガイドブックを窓口に配置し、継続して制度を周知しています。 (地域創造部 箕面営業室)</p>
<p>＜継続＞</p> <p>(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について(★)</p> <p>公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。</p>	<p>(3) 本市では、総合評価入札制度を導入し、その拡充を図っていますが、公契約条例については、請負契約書等において、受注者が労働基準法や最低賃金法等の法令を遵守するとともに、法令上の責任を負うことを明記するなど、適正な労働条件と賃金水準の確保が図れるようにしていることから、制定の検討は行っていません。 (総務部 契約検査室)</p>

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<p>＜継続＞</p> <p>(1)地域包括ケアの推進(★)</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。</p>	<p>(1) 高齢者が介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスを提供するよう努めるとともに、介護サービス事業者への適切な指導・助言や事業者間の総合連携の支援、各種研修情報の提供等を通じて、介護サービスの質の向上、介護人材の育成を図り、介護サービス基盤の充実を図ります。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの構築に向けた計画や取り組み等の市民への周知に関しては、広報紙での情報発信や地域の集まり等で随時情報を周知していきます。 (健康福祉部 地域包括ケア室)</p>
<p>＜継続＞</p> <p>(2)予防医療のさらなる推進について</p> <p>市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸が</p>	<p>(2) アスマイルは、市民の健康活動の促進をサポートするツールとして期待しており、本市では、</p>

<p>ん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。</p>	<p>ホームページや地域における健康教室、市民団体や関係機関と連携した健康イベント等で広くPRしています。 今後も各種広報媒体の活用や、ホームページを充実させることでわかりやすく健康関連情報を提供していきます。 (健康福祉部 地域保健室)</p>
<p><新規></p> <p>(3) 医療人材の勤務環境と待遇改善</p> <p>医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。</p>	<p>(3) 市立病院では、医師事務作業補助者や看護補助者の採用により、医師や看護師の業務のタスクシフティングを進めるなど、医療従事者の長時間労働の防止を図るとともに、当直の翌日は休日とし、適切な勤務間インターバルを確保しており、引き続き労働環境の改善に努めます。 また、「看護師スキルアップ研修」や「緩和ケア研修会」など、市立病院職員のみならず、地域の医療従事者も参加できる研修を多数開催しています。今後もニーズの高いテーマの医療従事者向け研修を実施し、地域全体の医療レベルの向上に寄与します。 (市立病院事務局 病院人事室)</p>
<p>(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて</p> <p><継続></p> <p>① 介護労働者の待遇改善と人材の定着</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の待遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。</p>	<p>(4)</p> <p>① 市が管轄する介護事業者を対象に年1回開催している集団指導では、近隣市町や国民健康保険団体連合会、労働基準監督署などと連携し、介護保険の理念や事業運営上の留意事項のみならず、介護労働者の労働条件の確保・改善のポイントなどを周知しています。また、直接事業所に臨場して行う実地指導では、介護職員の待遇改善加算の取得状況を確認し、適宜、加算の取得の促進に向け指導を行っています。今後も引き続き、これらの取組を通じ、介護労働者の待遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかります。 また、各サービス事業者に対し、大阪府等が行う研修等の情報提供を行うなど、様々な機会を通じて、介護職員のキャリアアップに係る事業所の取り組みを支援していきます。 (健康福祉部 広域福祉課)</p>
<p><新規></p> <p>② 地域包括支援センターの充実と周知徹底</p>	<p>② 地域包括ケアシステムの充実・深化をめざして、高齢化の進展やそれに伴う相談件数の増加</p>

<p>地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報の取り組みを強化すること。</p>	<p>等に対応し、平成30年度に地域包括支援センターを4か所から5か所に増やしました。今後増加が見込まれる高齢者単身世帯や高齢夫婦のみの世帯をはじめとする市民や介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、地域包括支援センターがより身近な相談窓口となるよう、センターの取り組みについての周知・啓発を一層推進していきます。</p> <p>(健康福祉部 地域包括ケア室)</p>
<p>(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて <継続></p> <p>①待機児童の早期解消 待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。</p>	<p>(5)</p> <p>① 待機児童の早期解消については、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「第三次箕面市子どもプラン」に定めた保育所整備計画に基づき整備を進め、平成31年4月にプランの目標を上回る644人分、13施設の整備が完了しました。この結果、平成31年4月には待機児童ゼロを達成したものの、本市がめざす「通年の待機児童ゼロ」の達成には至りませんでした。</p> <p>令和2年度から5年間を計画期間とする「第四次箕面市子どもプラン」の策定にあたっては、ニーズ調査結果に加え、第三次箕面市子どもプランの検証、実態分析等を行い、「通年の待機児童ゼロ」に向けた取り組みを定めます。</p> <p>事業所内保育、家庭的保育や小規模保育の整備・充実については、待機児童ゼロに向けた取り組みの一環として必要に応じて検討します。なお、認可保育施設との連携については、新規園開設時には市として適切に指導・助言を行います。</p> <p>(子ども未来創造局 幼児教育保育室)</p>
<p><継続></p> <p>②保育士等の確保と待遇改善 子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。</p>	<p>② 保育士確保策として、平成27年10月から市内の民間保育園等に新たに常勤保育士として雇用された市内在住の保育士に対し「生活支援補助金(月額2万円)」を3年間、また、将来市内の保育園等で保育士として働くことをめざし、大学等で保育課程を学ぶ学生に対し「学生支援補助金(月額2万円)」を在学期間中(最大4年間)支給する制度を市独自で行うなど民間保育園の保育士確保について支援を行っています。</p> <p>保育士の給与水準の確保については、市の全ての認可施設(認可保育園24園、認定こども園6園、小規模保育園8園)が、国の待遇改善等加算が一人ひとりの保育士に適切に措置されるよう、市として指導・確認を行っています。ま</p>

	<p>た、各園において保育に必要な人員が適正に配置されることは、安全安心な保育を行っていく上で必須と考えており、園からの報告に基づく配置状況等の確認に加え、定期・不定期に立入調査を行い配置状況等を確認しています。</p> <p>また、民間保育園と定期的に連絡会を開催し、情報共有、ニーズの把握、よりよい保育に向けた意見交換等を行うとともに、公立・民間合同の保育士研修会を実施するなど、保育の質向上に向けた取り組みを行っています。</p> <p>(子ども未来創造局 幼児教育保育室)</p>
<継続>	<p>③地域子ども・子育て支援事業の充実</p> <p>保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。</p>
<新規>	<p>③ 病後児保育室に加え、平成30年9月から萱野保育所において病児・病後児保育室を開設しています。延長保育については、19時30分まで実施している園は現在16園となりました。夜間保育は実施していませんが、休日保育は、桜保育園1園で実施しています。今後もニーズに応じたサービスの提供に向け調整していきます。</p> <p>(子ども未来創造局 幼児教育保育室)</p>
<補強>	<p>④企業主導型保育施設の適切な運営支援</p> <p>企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。</p> <p>(6)子どもの貧困対策について</p> <p>各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。</p>

	<p>ソフトを活用した自主学習ができる居場所づくりを試行実施するなど、生活困窮世帯の子どもの学習習慣の定着をめざす取り組みを進めています。</p> <p>(子ども未来創造局 子ども成長見守り室)</p>
<p><継続></p> <p>(7)子どもの虐待防止対策について(★)</p> <p>児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。</p>	<p>(7) 本市では、平成30年4月1日に児童虐待の専門部署である児童相談支援センターを立ち上げ、児童虐待防止のために、「子どものSOSサインに一つでも気づいたら迷わずにお電話を!」と具体的な通告の方法について、広報紙、ホームページ、チラシ、ポスターを通じて、11月の児童虐待防止推進月間に限らず、通年で広く市民に呼びかけています。</p> <p>また、平成31年4月1日に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をさらに充実して行うことを目的に、子育て世代包括支援センターを設置し、産後ケア事業等の母子保健施策、子育て支援施策、児童相談支援センター業務等の子ども家庭支援施策の一体的かつ効果的な実施に努めるとともに、児童虐待の予防にも取り組んでいます。相談業務を担う職員として、保健師、助産師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員等の専門職を配置していますが、いずれも大阪府が実施する専門研修に参加するなど専門性を高めるための取組を行っています。</p> <p>(子ども未来創造局 児童相談支援センター)</p>

4. 教育・人権・行財政改革施策

<p><継続></p> <p>(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて</p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。</p>	<p>(1) 少人数学級編制については、教職員の増員が不可欠であるため、本市教育委員会としても、教職員定数の改善を国・大阪府に働きかけています。</p> <p>また、教職員の長時間労働を改善すべく、新しい校務支援システムの導入や部活動支援員の配置等の施策を講じています。今後も長時間労働の解消をめざし、継続して取り組みを進めています。</p> <p>(子ども未来創造局 学校教育室)</p>
<p><継続></p> <p>(2)奨学金制度の改善について(★)</p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も</p>	<p>(2) 平成29年度から開始された日本学生支援機構における給付型奨学金制度は、1年間の試行実施を経て、対象者を一部拡大した上で平成30年度から本格実施されました。令和2年度からは、給付型奨学金の対象が拡大され、併せて、進学先の授業料・入学金も減免される新たな</p>

<p>検討すること。</p>	<p>修学支援制度になります。今後は、新制度の実施状況を見ながら、必要に応じて、制度の拡大を求めていきます。</p> <p>また本市では、令和元年度から、従来の貸与型奨学金制度に加え、寄附金を原資とした給付型奨学金制度の運用を開始しており、住民税非課税世帯(生活保護世帯を除く)の高校生に対する就学支援を拡充しています(年額5万円を給付)。</p> <p>本市奨学金制度における地元企業就職時の奨学金返済支援制度の導入については、他市の動向も見ながら研究していきます。</p> <p>(子ども未来創造局 学校生活支援室)</p>
<p><継続></p> <p>(3)労働教育のカリキュラム化について</p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下がれたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p>	<p>(3) 労働教育については、生活科・社会科の授業を中心にして、児童生徒の発達段階に応じた内容に取り組んでいます。小学校では、様々な職業のかたにゲストティーチャーとして講義をしていただいたり、校外学習で働く人たちの様子を近くで見学したりしています。中学校でも、ゲストティーチャーによる講義を受け自分たちの考えを発表したり、2年の職業体験学習で実際に働くことを体験したりして労働について学んでいます。</p> <p>主権者教育については、責任をもって政治に参画しようという意識を育成するため、児童生徒の発達の段階を踏まえ、小学校6年から社会科の授業を中心に取り組んでいます。</p> <p>今度も国や府からの情報等を各学校に提供し、段階的な労働教育、主権者教育の充実に努めています。</p> <p>(子ども未来創造局 学校教育室)</p>
<p>(4)人権侵害等に関する取り組み強化について</p> <p><継続></p> <p>①差別的言動の解消</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。</p>	<p>(4)</p> <p>① 法律については、これまで市の広報紙への掲載や、法務局の制作した啓発ポスターを市内公共施設に掲示するなど、啓発活動を行っています。</p> <p>また、大阪府において昨年、「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」が施行されましたので、府との緊密な連絡調整、相互協力を図りつつ、地域の実情を勘案しながら、必要に応じて施策を進めています。</p> <p>(人権文化部 人権施策室)</p>
<p><補強></p> <p>②多様な価値観を認め合う社会の実現</p> <p>LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに</p>	<p>② 性的少数者に対する理解促進や差別解消に向けた啓発講座は、平成31年2月に開催しま</p>

に対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、こうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、箕面市においても同趣旨の条例制定を進めること。また、行政施設においては、多目的トイレなど誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

＜継続＞

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。こうしたことからも、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(5)「食育」政策の推進に向けて(箕面市独自)

子どもの基本的な生活習慣作りと健全な食生活の実践にむけて、また「食を共にすること」でコミュニケーションが深まることから、食に関する正しい知識や地場産物を活用した調理実習、地域の生産者等との交流会(「食育教室(仮称)」)など学校・地域と連携を行い、食育政策を推進すること。さらに、中学校給食が導入されたが、9年間を見通した食育や、アレルギー対応等、安全・安心な給食の推進に向けて、現在兼務になっている小学校を含め、市内全小中学校に栄養教諭(栄養士)の配置を行うこと。

(6)いじめ等の相談体制強化に向けて(箕面市独自)

いじめ・不登校・問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応、学校をあげた組織的な対応、関係諸機関と連携した幅広い対応

したが、今後も随時取り組んでいきます。また、相談事業は、府内自治体と連携して大阪府人権協会への委託により実施しています。

また、大阪府において昨年、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。これを受けて今月、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されましたので、市民・事業者の皆様への周知広報に努めてまいります。

また、この制度発足を受けての市町村における諸制度、多目的トイレ等の環境整備も、今後、ニーズや利用実態を見極めながら、必要に応じて関係課室と協議していきます。

(人権文化部 人権施策室)

③採用選考の問題は、企業の監督官庁である大阪府において主に取り組まれるべきと考えていますが、本市においては箕面企業人権啓発推進員協議会などでも取り上げていきます。

部落差別解消推進法は、市ホームページへの掲載、各施設へのポスター掲示、啓発冊子への記載や講座開催などで周知を図っています。あらゆる差別の撤廃に向けて、今後とも人権文化センターを中心に事業を実施し、箕面市人権啓発推進協議会とも連携を続けます。

(人権文化部 人権施策室)

(5)学校・地域と連携した食育は、給食食材に地元産野菜を積極的に取り入れる、田植えや稻刈り、野菜栽培などの農業体験を地元農家と交流しながら実施する、学校給食試食会で保護者に地産地消の取り組みをPRするなどして推進しています。

学校の食育は、本市全小・中学校で教科や給食と関連させて「食に関する指導の全体計画」を作成し、9年間で食に関する正しい知識を身につくようにしています。

栄養教諭が兼務であっても、適切なアレルギー対応や安全・安心な給食を推進していますが、全校配置実現に向けては、引き続き、国・大阪府に要望していきます。

(子ども未来創造局 学校給食室)

(6)本市では、小・中学校の生徒指導担当者の負担を軽減し、生徒指導の充実を図るため、小学校5校及び中学校8校に市独自で生徒指導担当者授業支援員を配置しています。

平成17年の市独自配置以降、不登校生徒数

<p>を推進していくために、市内全小中学校に、生徒指導担当者補助教員を配置すること。</p>	<p>が国・府平均に比べ大幅に減少し、ピーク時から半減する効果が得られており、今後も生徒指導担当者授業支援員の配置継続等、生徒指導の充実に向けた効果的な方策についての検討に努めます。</p> <p>(子ども未来創造局 学校教育室)</p>
<p>(7)箕面子どもステップアップ調査(全国学力テストを含む)について(箕面市独自)</p> <p>箕面学力・体力・生活状況総合調査(箕面子どももステップアップ調査)については、成果主義に陥ることなく、結果分析をふまえて、条件・環境整備を行うとともに、教員評価につなげないこと。また、学校の序列化や、過度の競争につながらないよう、全国学力・学習状況調査も含め、学校別結果公表をしないこと。</p>	<p>(7) 箕面学力・体力・生活状況総合調査(箕面子どももステップアップ調査)は、9年間の小中一貫教育を通して、子どもたちの「学力・体力・豊かな心」をバランスよく育むため、平成24年度から全ての市立小・中学校の全学年の児童・生徒を対象に実施しています。</p> <p>教育委員会や学校は、本調査により、毎年、子どもたち一人ひとりの各学年における学力・体力・生活の状況を把握・分析し、教員の指導力・授業力を高めるとともに、翌年度の各学年の指導・授業内容に反映させていくことにより、9年間を通して継続的かつきめ細やかに子どもたちの総合力の育成を進めています。</p> <p>各学校においては、自校の結果概要を保護者等に示して、家庭学習等において協力を願い、学校教育に対する一層の信頼と理解を得られる関係性を築くよう取り組みます。</p> <p>なお、学校別平均正答率については、公表しないこととしています。</p> <p>(子ども未来創造局 学校教育室)</p>
<p>(8)平和発信機能の強化(豊能地区独自)</p> <p>過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。</p>	<p>(8) 日本国憲法の原理である「平和と民主主義」、「基本的人権の尊重」の精神を具体化していくことが行政の責務であると認識しており、「箕面市非核平和都市宣言」や「箕面市人権宣言」等の趣旨に基づき、「平和」「人権」「多文化共生」についての啓発事業を総合的に実施してきました。</p> <p>今後も、全庁的に人権行政を進めるとともに、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを市民との協働で進めています。</p> <p>(人権文化部 人権施策室)</p>

5.環境・食料・消費者施策

<p><継続></p> <p>(1)食品ロス削減対策の効果的な推進(★)</p> <p>これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。</p>	<p>(1) 「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを受け、大阪府や他市の動向を注視するとともに、本市関係部局と連携し、食品ロス削減の推進へと繋がる各種民間団体と連携を深める必要があると考えています。</p> <p>それらを検討するにあたり、得た情報や取組方法を調査し、市民や事業者の食品ロス削減へ</p>
---	--

<p>さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。</p>	<p>の効果的な啓発活動を研究していきます。 (市民部 環境整備室)</p>
<p><継続></p> <p>(2)消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策の実施</p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p>	<p>(2) 啓発活動や消費者教育のひとつとして、専門の消費生活相談員が地域に出向く出前講座を実施しています。消費者である住民に対して悪質商法の手口やその対処法を含む消費者教育に取り組んでいます。</p> <p>今後はカスタマーハラスメントの抑止・撲滅を推進するための啓発活動や消費者教育についても取り組んでいきます。</p> <p>(市民部 市民サービス政策室)</p>
<p><新規></p> <p>(3)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化</p> <p>大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。</p>	<p>(3) 現在、特殊詐欺対策事業として、大阪府警が推奨する簡易型自動録音機の配布を検討しています。また、広報紙に毎年特集記事を掲載しており、今年度も1月号に掲載しています。</p> <p>今後も、警察と強固に連携をとりながら、高齢者等の見守り強化や啓発、注意喚起を進めています。</p> <p>(総務部 市民安全政策室)</p>
<h2>6.社会インフラ(住宅・交通・情報・防災)施策</h2>	
<p><補強></p> <p>(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策</p> <p>公共交通機関(鉄道駅・空港など)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。</p>	<p>(1) 阪急電鉄箕面線の牧落駅、桜井駅のバリアフリー化については、国1/3、府市1/3、事業者1/3の協調補助により、エレベーター、トイレの整備が実施されています。</p> <p>また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置に関して、国及び府の協調補助制度があることから、今後事業者からの要望があれば補助制度の活用を検討したいと考えています。</p> <p>(地域創造部 交通政策室)</p>
<p><新規></p> <p>(2)高齢ドライバーの安全対策について</p> <p>最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のイ</p>	<p>(2) 大阪府では、高齢ドライバーの交通事故の割合が増加していることから、運転免許の自主返納制度を奨励しており、箕面市においても警察と連携し、高齢者を対象とした交通教室などを通じてパンフレットの配布など周知を図ってきました。</p>

ンセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

今後におきましても、様々な機会を通じて警察と連携し、大阪府が進める「高齢者運転免許自主返納サポート制度」の活用等、同制度の奨励を実施していきます。

また、引き続き地域の集まりや認知症予防教室などの機会を通じて、返納制度の周知を図るとともに、実際に事故が心配されるなどの個別の相談があった場合は、関係者との連携により返納を促していきます。

(総務部 市民安全政策室)

現在、箕面市内のほぼ全域で公共交通手段に徒歩でアクセスでき、一定のサービスレベルが確保されている状況です。令和5年度の北大阪急行線延伸に伴うバス路線の再編に併せたオレンジゆづるバスの運行内容の見直しを行う中で、市域全体の公共交通ネットワークの更なる充実を目指します。

(地域創造部 交通政策室)

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

(3) 箕面市では、ハザードマップを全戸配布し、災害発生時の危険箇所や避難場所を住民に周知するとともに、各地域で防災講習会を開催し、災害発生時の避難方法等の啓発を実施しています。防災訓練につきましては、大規模災害を想定して、市民や事業者も参加する全市一斉総合防災訓練や各関係機関との合同防災訓練を実施し、市全体の地域防災力の向上に努めています。

また、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防団など避難支援等関係者に提供し、平時の活動に活用いただくことで、有事の迅速な安否確認につなげる体制をとっています。名簿については、年1回(出生6か月までの乳幼児は年に3回)更新しています。ホームページについては、多くのかたに見やすく分かりやすいと思ってもらえるものにしていきます。

(総務部 市民安全政策室)

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対

(4) 市の動員体制に関しましては、情報収集体制・情報伝達体制の整備、地区防災スタッフの任命、施設における地震時初動員の指名、自動参集基準の周知徹底を行うことにより参集する体制を整備しています。また、速やかな参集のため、中・長期的な視点で市内在住率の増加を目指していきます。その中で、自治体間の連携を

応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

取りつつ、よりよい体制を築いていきます。

帰宅困難者の対応については、市は、府が行う、帰宅困難者支援協力店(「防災・救急ステーション」又は「災害時帰宅支援ステーション」)制度の推進等、事業者への周知啓発等に協力しています。徒歩帰宅を支援する環境整備として、事業者、市内にキャンパスを擁する大学等に対し、従業員及び店舗の利用者等、また、教職員及び学生等が、自宅までの距離が著しく長く徒步帰宅が困難となった場合に、交通機関の復旧等までの期間を安全に過ごせるよう、飲料水、食糧、毛布等の備蓄の整備を推進しています。また、地震が帰宅・出勤(通学)時間帯と重なった際の帰宅困難者については、本市は常住人口(夜間人口)に比べ昼間人口が少なく、事業所等が少ない地域性から、流入人口は少なくなると考えています。その上で、地域防災計画に反映していくことを検討します。

外国人のための災害発生時の多言語での対応については、英語等の主要な外国語に対応する防災マップ、啓発パンフレットの作成により、平常時の防災知識の啓発に努めます。

また、災害発生時に多言語による情報提供を速やかに行うため、平成30年の大阪北部地震では、公益財団法人箕面市国際交流協会の協力を得て、多言語による災害情報等を発信しました。今後においても、公益財団法人箕面市国際交流協会等との協力体制を整備し、コミュニティFMタッキー816による多言語放送、ホームページや臨時広報紙等での多言語表記を図ります。

(総務部 市民安全政策室)

<継続>

(5) 大阪府北部地震に対する支援について (★)

2018年6月に発生した「大阪北部地震」においては大きな被害がでた。大阪府として被災自治体への支援を継続して行うとともに、国に対しても必要な措置を求める。特に社会的弱者への生活再建のための対策を講ずること。

(5) 大阪府や国に対しての要望は必要に応じて、検討していきます。今後も誰もが安心して生活できる環境をめざしていきます。

(総務部 市民安全政策室)

<補強>

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策 (★)

これまで日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの

(6) 豪雨水害については、浸水対策として「水防整備指針」に基づき市内各所において計画的に整備に取り組んでいます。また、土砂災害については、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域(レッドゾーン)内の人家ゼロを目的とした、擁

対策が非常に重要であると考える。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

<継続>

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。

壁等の崖崩れ対策施設の早期整備を大阪府に要請するとともに、大阪府の整備対象とならない小規模な箇所については市が単独事業として取り組んでいきます。

(みどりまちづくり部

水防・土砂災害対策推進室)

(7) 暴力行為防止に向けた啓発活動については、公共交通機関を含む市内公共施設に対して啓発ポスターの掲示を依頼しています。阪急電車では、暴力行為防止をPRするポスターを駅構内や列車内に定期的に掲示し、駅や列車内における暴力行為の防止を呼びかけています。他にも、阪急バスでは、車内2か所にドライブレコーダーを設置しており、車内でトラブルが起こった際には状況を確認できるよう対応しています。

また、市民から寄せられる通報などにより暴力行為を覚知した場合は、速やかに警察に情報提供をします。

(総務部 市民安全政策室)

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市 市民部 市民サービス政策室

電話:072-724-6723(直通)

ファックス:072-723-5538

